

重 要 事 項 説 明 書

事業者

事業主体	医療法人 胃医巴会
代表者	宇野 伸郎
所在地	三重県松阪市市場庄町 1105 番地 3
電話番号	0598-56-6001
会社設立年月日	1992 年 12 月
併設事業所	訪問看護ステーションかふう 住宅型有料老人ホーム ロジーナ布袋

事業所の概要

事業所名称	看護小規模多機能型居宅介護事業所 みくも村
管理責任者	手塚 美和
開設年月日	2022 年 3 月 1 日
事業所番号	2490700420
所在地	三重県松阪市市場庄町字長井 1373
電話番号	0598-20-8020

主な設備

宿泊室	9 室（すべて個室、 個室 18 m ² ） トイレ付
食堂、居間、訓練室	共用
トイレ	共用 4 箇所（内 3 箇所多目的トイレ）
浴室	3 箇所（個浴 2 機械浴 1）
台所	共用 2 箇所

事業所の目的と運営方針

事業の目的	医療法人胃医巴会が設置経営する看護小規模多機能型居宅介護事業所 みくも村（以下事業所という。）が適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供することを目的とする。
運営方針	1 利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、最もふさわしいサービスを提供する 2 サービスの提供にあたっては、居宅サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。 3 サービス利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを組み合わせ、概ね週 4 日以上をめざす。 4 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。

	5 看護サービスの提供にあたっては、主治医との密接な連携及びサービス計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。 6 利用者１人１人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって、家庭的な環境下で日常生活を送ることができるよう配慮する。 7 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行うとともに、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健医療、福祉サービス等との密接な連携に努める。
--	---

事業実施地域 営業時間 定員など

営業日及び営業時間	営業日 365 日 営業時間 24 時間（緊急対応含む）
サービス提供時間	基本時間 通い 9：00～16：00 （利用者又は家族の都合による時間短縮、延長は要相談） 訪問 随時 泊まり 16：00～翌朝 9：00
通常の実施地域	松阪市
定員	登録定員 29 名
	1 日定員 通いサービス 18 名以下 宿泊サービス 9 名以下

*24 時間緊急対応体制をとっています。

***夜間・深夜帯：看護師は、必要時以外施設内に滞在していません。** 連絡体制をとり対応しています。

職員体制・職種内容 (2026 年 6 月現在)

職種	人数	職務内容
管理者	常勤 1 名	事業所の職員の管理及び業務の管理・調整、苦情などを一元的に行います。
介護支援専門員	1～2 名	サービスの計画・調整 相談業務
看護職員	常勤換算 2.5 人以上	看護業務 訪問看護
介護従事者	8 名以上	日常生活介護 身体介護
理学療法士 作業療法士	兼務 3 名	リハビリテーション

サービス内容

通いサービス		事業所において、健康チェック及び医療的ケア、処置などを提供いたします。 食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話やレクリエーションも取り入れ、日常生活動作の維持ができるよう支援いたします。 食事については、身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮し、管理栄養士の作成した献立にもとづいて提供いたします。 送迎については、「みくも村」職員が行います。
訪問サービス	看護	主治医の指示、居宅介護サービス計画書にもとづいた療養上の世話又は必要な診療の補助、機能訓練、看取りケア、食事や入浴、排泄ケア、医療的ケア、介護相談等を提供いたします。

	介 護	食事や入浴、排泄などの介助・見守り、買い物、掃除等の日常生活上の支援、介護相談をいたします。
宿泊		事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話をいたします。
食事提供時間		朝食 7時 30 分 昼食 12 時 夕食 16 時 30 分 食事時間は個人の身体状況、希望等に合わせ、柔軟に対応いたします。

サービス計画

サービス計画書	サービス提供開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等、介護者の状況を十分把握し個別にサービス計画書を作成します。
サービス計画書の交付	サービス計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して十分な説明を行うとともにサービス計画書を交付し、利用者の同意を得ます。

利用料金

[介護保険の場合]

1. 保険給付サービス

①通常料金について

要介護度別に応じて定められた金額の 1 割又は 2 割、3 割のご負担となります。

1 ヶ月の定額制となります。

②月の途中で要介護度が変更になった場合

要介護度が変更になった場合、変更前・変更後の各々の要介護度に応じて日割した負担となります。

③月途中より登録、終了された場合

月途中で登録又は終了された場合は、登録された期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。

登録日：事業所と契約を締結された日ではなく、サービスを実際に利用開始された日

終了日：利用者と事業所の利用契約を終了した日になります。

2. 基本利用料

同一建物に居住する者以外の場合	介護度	要介護 1 (看護小規模 11)	要介護 2 (看護小規模 12)	要介護 3 (看護小規模 13)	要介護 4 (看護小規模 14)	要介護 5 (看護小規模 15)
	利用者負担 (1 割)	12,447 円	17,415 円	24,481 円	27,766 円	31,408 円

同一建物に居住する者に対して行う場合	介護度	要介護 1 (看護小規模 21)	要介護 2 (看護小規模 22)	要介護 3 (看護小規模 23)	要介護 4 (看護小規模 24)	要介護 5 (看護小規模 25)
	利用者負担 (1 割)	11,214 円	15,691 円	22,057 円	25,017 円	28,298 円

3. 加算について

該当	加算項目	Ⅰ割 負 担 の 場 合	算定単位
☒	① 初期加算	30 円	1 日(30 日まで)
☐	② 認知症加算 Ⅰ	920 円	1 月につき
☐	③ 認知症加算 Ⅱ	890 円	
☒	④ 認知症加算 Ⅲ	760 円	
☒	⑤ 認知症加算 Ⅳ	460 円	
☐	⑥ 若年性認知症利用者受入加算	800 円	
☐	⑦ 栄養改善加算	200 円	月 2 回限度
☐	⑧ 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	20 円	1 回につき(6 月 に 1 回を限度)
☒	⑨ 口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ	5 円	
☒	⑩ 口腔機能向上加算Ⅰ	150 円	月 2 回を限度
☒	⑪ 退院時共同指導加算	600 円	1 回につき
☒	⑫ 緊急時対応加算	774 円	1 月につき
☒	⑬ 特別管理加算 Ⅰ	500 円	
☒	⑭ 特別管理加算 Ⅱ	250 円	
☐	⑮ 専門管理加算	250 円	
☒	⑯ ターミナルケア加算	2,500 円	死亡月につき
☐	⑰ 看護体制強化加算Ⅰ	3,000 円	1 月につき
☐	⑱ 看護体制強化加算Ⅱ	2,500 円	
☐	⑲ 訪問体制強化加算	1,000 円	
☒	⑳ 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200 円	
☐	㉑ 総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800 円	
☐	㉒ サービス提供体制強化加算Ⅰ	750 円	
☒	㉓ サービス提供体制強化加算Ⅱ	640 円	
☒	㉔ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	1 月の算定単位数合計×17.7%	

※その他介護保険で利用可能なサービスは、福祉用具貸与 福祉用具購入 住宅改修
居宅療養管理指導 訪問リハビリテーションに限られます。

- ① 初回加算は、登録した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき加算されます。また 30 日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様となります。
- ② 認知症加算Ⅰは、以下の要件を満たす場合に加算します。
A, 認知症介護に係る、専門的な研修修了者を配置し、チームとして専門的な認知症ケア、及び従業者に対し認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議の定期的な開催
B, 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導を実施と従業者ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成実施(予定)
- ③ 認知症加算Ⅱは、上記②の A, の要件を満たす場合に加算します。
- ④ 認知症加算Ⅲは、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上に該当する場合に加算します。
- ⑤ 認知症加算Ⅳは、要介護 2 及び認知症高齢者日常生活自立度Ⅱに該当する場合に加算します。
- ⑥ 若年性認知症利用者受入れ加算は、若年性認知症の利用者に対して個別の担当者を定め、担当者を中心にサービスを提供した場合に加算します。

- ⑦ 栄養改善加算は、管理栄養士と利用者毎の摂食・嚥下機能および食事形態に配慮した計画作成記録評価
- ⑧ ⑨ 口腔栄養スクリーニング加算は、口腔機能が低下しているまたはそのおそれのあるご利用者に対し口腔機能改善管理指導計画書に基づいた口腔清掃の指導若しくは実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導を実施した場合に加算します。
- ⑩ 口腔機能向上加算は、口腔機能向上を目的とし、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員などの職種が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成指導し実施した場合に加算します。
- ⑪ 退院時共同指導加算は、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合に加算されます。
- ⑫ 緊急時対応加算は、24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問及び計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合に加算されます。
- ⑬ ⑭ 特別管理加算は、厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して計画的な管理を行った場合に、下記の算定区分に応じて加算します。
- (Ⅰ)：下記の厚生労働大臣が定める状態の(イ)に該当する状態の利用者
- (Ⅱ)：下記の厚生労働大臣が定める状態の(ロ)から(ホ)に該当する状態の利用者
- (イ)在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- (ロ)在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅人工呼吸指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- (ハ)人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- (ニ)真皮を越える褥瘡の状態
- (ホ)点滴注射を週3日以上点滴の必要な状態
- ⑮ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が指定訪問看護の実施に関する管理を行った場合
- ⑯ ターミナルケア加算は、サービス計画を作成し利用者及びご家族に対して説明し同意をいただいた上で、死亡日及び死亡日14日以内に2日以上(利用者様が末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対しては1日以上)ターミナルケアを行った場合に加算されます。
- ⑰ ⑱ 看護体制強化加算は、緊急時対応加算、特別管理加算、ターミナルケア加算など利用者の重症化を踏まえた看護体制をとっている場合に加算されます。
- ⑲ 訪問体制強化加算は、訪問サービス(看護サービス除く)の提供に当たる常勤従業者を2人以上配置、算定月の延べ訪問回数が200回以上。
- ⑳ ㉑ 総合マネジメント体制強化加算は、地域包括の担い手としてより地域に開かれた拠点となり、さまざまな機能を発揮することにより地域の多様な主体と共に利用者を支える仕組みを促進する。個別サービス計画について、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。又は病院との連携や地域との連携がとれている場合に加算されます。
- ㉒ ㉓ サービス提供体制強化加算は、当事業所の従業者に対し個別に研修計画を作成の上、情報会議を定期的に開催。
- (Ⅰ)看護職員を除く介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上
- (Ⅱ)看護職員を除く介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が50%以上
- ㉔ 事業所が別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の待遇、職場環境の改善、賃金改善等を実施しているものとして都道府県等に届出をした場合、所定単位数に加算するものとする。

その他重要事項

カスタマーハラスメントに関する当法人の考え方 ※別紙（後述）の利用契約書第 16 条と関連

・当法人では、すべての利用者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

・そのため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

・具体的には、次のような行為が該当することがあります。

- ①大声での叱責や威圧的な言動
- ②人格を否定する発言や差別的な言動
- ③業務の範囲を超えた過度な要求
- ④長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

・なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

附則 令和 8 年 9 月 1 日改定

保険外サービス利用料]

食 費	朝食 470 円 昼食 780 円 夕食 750 円 おやつ 60 円				
お む つ 代	実費				
宿 泊 費	1 泊 2,000 円				
その他必要な物	実費				
レクリエーション活動費	利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。特別な材料代等の実費				
医 療 費	診察、薬など実費				
エンゼルケア	15,000 円				
その他サービス 受診の付き添いなど	受診時の付き添い等、介護保険外のサービスを希望される場合、以下の料金が発生します。但し、病状確認の為の主治医との面談及び緊急搬送は除くものとします。				
	サービス区分	提供時間			
		30 分	45 分	60 分	以降 30 分毎に加算
	ヘルパーサービス	918 円	1377 円	2052 円	918 円
	看護サービス	2700 円	5400 円	8100 円	2700 円

[利用料の支払い方法]

指定口座引き落とし	
振 込	
現金集金	期限までに利用料の支払いがされていない場合、又、やむを得ない特別な事情がある場合は、現金を集金します。
請求書の送付	サービス提供月の末日に利用請求書を作成し、翌月 20 日までに送付します。末日までにお支払いください。
領 収 書	事業者は、入金を確認後、領収書を発行します。

[非常災害時の対策]

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を少なくとも年 2 回は実施します。その内、年 1 回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	青木 良太
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。） 消火器 非常放送設備

事故、緊急時の対応

サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。

協力医療機関

宇野胃腸内科・脳神経内科	515-2121	三重県松阪市市場庄町 1105-3	0598-56-6001
松阪中央総合病院	515-8566	三重県松阪市川井町小望 102	0598-21-5252
済生会松阪総合病院	515-8557	三重県松阪町朝日町 1-15-6	0598-51-2626
松阪市民病院	515-8544	三重県松阪市殿町 1550	0598-23-1515

苦情及び要望

提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関にいつでも申し立てることができます。

苦情申し立て窓口

当事業所相談窓口	担当者：管理者 手塚美和 電話 0598-20-8020
----------	---------------------------------

行政機関

松阪市介護保険課	松阪市殿町 1340-1 0598-53-4090
三重県国民健康保険団体連合会	三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 059-222-4165

運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者代表 利用者の家族代表 民生委員 地域住民代表者 松阪市職員 当事業所について知見を有する方
開催	おおむね 2 か月に 1 回開催します

個人情報の取り扱い

事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にのみ身体拘束等を行うものとします。
身体拘束等を行った場合の記録	その対応及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	・ 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 ・ 成年後見制度の利用支援をします。 ・ 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 ・ 職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
------	--

第三者評価の実施の有無 ： 有

【医療保険での訪問看護の場合】

1. 訪問看護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人胃医巴会
代 表 者 名	理事長 宇野 伸郎
所在地・連絡先	（住所）三重県松阪市市場庄町字長井1105－3 （電話）0598-56-6001 （FAX）0598-56-6058

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーションかふう
所在地・連絡先	（住所）三重県松阪市市場庄町字長井1373 （電話）0598-20-8222 （FAX）0598-20-8000
事業所番号	2460790245
管理者の氏名	宇野 智子

(2) 事業所の職員の職種、員数及び職務内容

看護師 6名（常勤） 16名（非常勤） 理学療法士 4名（常勤）、言語聴覚士 2名（常勤）
1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：15～17：15）
看護師・リハビリ	日勤（8：15～17：15）
事務職員等	日勤（8：15～17：15）

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	三重県松阪市
---------	--------

(5) 営業日

営 業 日	月～金
営業時間	8：15～17：15
営業しない日	土曜日・日曜日・祝日 12/30～1/3

3. サービスの内容

- (1) 主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。訪問看護計画に基づき、自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、当診療所の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

(2)訪問看護職員の禁止行為

訪問看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

「医療保険訪問看護利用料」

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（1～3割）により算定します。また、介護保険の要支援・要介護認定を受けた方でも、次の場合は、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

Ⅰ 厚生労働大臣が定める疾病等の場合（別表第7に掲げる疾病等）

- ① 末期の悪性腫瘍
- ② 多発性硬化症
- ③ 重症筋無力症
- ④ スモン
- ⑤ 筋萎縮性側索硬化症
- ⑥ 脊髄小脳変性症
- ⑦ ハンチントン病
- ⑧ 進行性筋ジストロフィー症
- ⑨ パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、及びパーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る））
- ⑩ 多系統萎縮（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群）
- ⑪ プリオン病
- ⑫ 亜急性硬化性全脳炎
- ⑬ ライソゾーム病
- ⑭ 副腎白質ジストロフィー
- ⑮ 脊髄性筋萎縮症
- ⑯ 球脊髄性筋萎縮症
- ⑰ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱ 後天性免疫不全症候群
- ⑲ 頸髄損傷
- ⑳ 人工呼吸器を使用している状態

2 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

訪問看護料金表（医療保険）

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担金割合（１～３割）により算定します。

※基本料金に対して 社会保険・国民健康保険 : ３割負担
 他、各種医療保険 : 負担割合分
 後期高齢者医療被保険 : 負担割合分
 公費負担医療費受給者証 : 自己上限分までの支払い

◎ 基本療養費		基本料金
訪問看護基本療養費（Ⅰ） （１日１回につき）	週３日目まで	¥5,550
	週４日目以降	¥6,550
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同一建物居住者 同日３人以上） （１日１回につき）	週３日目まで	¥2,780
	週４日目以降	¥3,280
訪問看護基本療養費（Ⅲ） （入院患者の外泊中の訪問看護）	１日１回につき	¥8,500
訪問看護管理療養費Ⅰ （１日につき）	月の初日	¥7,710
	２日目以降	¥3,010

●訪問看護基本療養費Ⅱ 《一部、新設》

同一日の人数	10人以上19人以下	20人以上49人以下
看護師等	月20日目まで 2,760円 月21日目以降 2,660円	月20日目まで 2,710円 月21日目以降 2,610円
准看護師等	月20日目まで 2,520円 月21日目以降 2,420円	月20日目まで 2,470円 月21日目以降 2,370円
理学療法士等	月20日目まで 2,760円 月21日目以降 2,660円	月20日目まで 2,710円 月21日目以降 2,610円

●包括型訪問看護療養費 《新設》

・単一建物居住利用者が 20 人未満の場合

訪問看護時間が 30 分以上 60 分未満 7,010 円

訪問看護時間が 60 分以上 90 分未満 11,010 円

訪問看護時間が 90 分以上 14,010 円

訪問看護時間が 90 分以上 15,510 円 ※別に厚生労働大臣が定める場合

◎基本療養費の加算

難病等複数回訪問加算	同一建物内 1 人又は 2 人	1 日 2 回	¥4,500
		1 日 3 回	¥8,000
	同一建物内 3 人以上	1 日 2 回	¥4,000
		1 日 3 回	¥7,200
複数名訪問看護加算	看護師と訪問 (週 1 回)	同一建物内 1 人又は 2 人	¥4,500
		同一建物内 3 人以上	¥4,000
	准看護師と訪問 (週 1 回)	同一建物内 1 人又は 2 人	¥3,800
		同一建物内 3 人以上	¥3,400
	その他職員(看護師又は看護補助者) と訪問(週 1 回)	同一建物内 1 人又は 2 人	¥3,000
		同一建物内 3 人以上	¥2,700
長時間訪問看護加算	1 週間につき 1 回		¥5,200
緊急時訪問看護加算	1 日につき(14 日目まで)		¥2,650
	1 日につき(15 日目以降)		¥2,000

●同一建物に居住する利用者への難病等複数回訪問加算 《一部、新設》

	同一建物内 10 人以上 19 人以下	同一建物内 20 人以上 49 人以下
1 日に 2 回の場合	3,700 円	3,500 円
1 日に 3 回以上の場合	月 20 日目まで 6,300 円 月 21 日目以降 5,200 円	月 20 日目まで 4,800 円 月 21 日目以降 3,500 円

●同一建物に居住する利用者への複数名訪問看護加算《一部、新設》

指定訪問実施の実施者	同時に訪問する者	算定日数等	同一建物内 1 人または 2 人	同一建物内 3 人以上 9 人以下
看護職員	看護師等(准看護師を除く)	週 1 日	4,500 円	4,000 円
看護職員	准看護師	週 1 日	3,800 円	3,400 円
看護職員	その他職員	週 3 日	3,000 円	2,700 円
看護職員	その他の職員	1 日に 1～3 回	3,000～10,000 円	2,700～9,000 円

●同一建物に居住する利用者への夜間・早朝訪問看護加算《一部、新設》

同一建物内 1 人又は 2 人	同一建物内 3 人以上 9 人以下	同一建物内 10 人以上 19 人以下	同一建物内 20 人以上 49 人以下
2,100 円	月 15 日目まで 2,100 円 月 16 日目以降 1,900 円	月 15 日目まで 1,800 円 月 16 日目以降 1,300 円	月 15 日目まで 1,200 円 月 16 日目以降 950 円

●同一建物に居住する利用者への深夜訪問看護加算《一部、新設》

同一建物内 1 人又は 2 人	同一建物内 3 人以上 9 人以下	同一建物内 10 人以上 19 人以下	同一建物内 20 人以上 49 人以下
4,200 円	月 15 日目まで 4,200 円 月 16 日目以降 4,000 円	月 15 日目まで 3,900 円 月 16 日目以降 2,300 円	月 15 日目まで 2,100 円 月 16 日目以降 1,500 円

◎ 病状やご希望の契約等により下記の料金が加算されます

		基本料金
24 時間対応体制加算(イ)(月に 1 回)		¥6,800
情報提供療養費(1 月につき)		¥1,500
特別管理加算(1 月につき) ※重症度により、加算額が異なる(右記)	月 1 回	¥5,000
	月 1 回	¥2,500
退院時共同指導加算(1 月につき) (利用者の状態に応じ月 2 回を限度)		¥8,000
特別管理指導加算(月 1 回)		¥2,000
退院支援指導加算(月 1 又は 2 回)		¥6,000
在宅患者連携指導加算(1 月につき)		¥3,000
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1 月につき 2 回)		¥2,000
ターミナルケア療養費		¥25,000
訪問看護医療 DX 情報活用加算(1 月に 1 回)		¥50
訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)(1 月に 1 回)		¥1,830

●訪問看護物価対応料《新設》

- ・訪問看護物価対応料Ⅰイ 令和 8 年度 60 円、令和 9 年度 120 円 ※月の初日訪問
- ・訪問看護物価対応料Ⅰロ 令和 8 年度 20 円、令和 9 年度 40 円 ※月の 2 日目以降の訪問
- ・訪問看護物価対応料Ⅱ 令和 8 年度 20 円、令和 9 年度 40 円 ※併設、隣接する事業所の場合

●訪問看護医療情報連携加算《新設》

- ・訪問看護医療情報連携加算 1,000 円(月 1 回)

◎その他の費用

【交通費】 ※事務所～自宅迄	片道 2km 以内	無料	
	片道 2km 以上 5km 未満	150 円	(1回の訪問につき)
	片道 5km 以上 10km 未満	250 円	(1回の訪問につき)
	片道 10km 以上	350 円	(1回の訪問につき)
【エンゼルケア料金】		¥15,000	
※日常生活用具、物品、材料費等は実費とさせていただきます。			

・厚生労働省が定める疾患・状態 ※参照資料

別表 7

- ・ 末期の悪性腫瘍
- ・ 多発性硬化症
- ・ 重症筋無力症
- ・ スモン
- ・ 筋萎縮性側索硬化症
- ・ 脊髄小脳変性症
- ・ ハンチントン病
- ・ 進行性筋ジストロフィー症
- ・ パーキンソン病関連疾患
- ・ 多系統萎縮症
- ・ プリオン病
- ・ 亜急性硬化性全脳炎
- ・ ライソゾーム病
- ・ 副腎白質ジストロフィー
- ・ 脊髄性筋萎縮症
- ・ 球脊髄性筋萎縮症
- ・ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ・ 後天性免疫不全症候群
- ・ 頸髄損傷
- ・ 人工呼吸器を使用している状態

別表 8

1. 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
2. 以下のいずれかを受けている状態にある者
 - ・在宅自己腹膜灌流指導管理
 - ・在宅血液透析指導管理
 - ・在宅酸素療法指導管理
 - ・在宅中心静脈栄養法指導管理
 - ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理
 - ・在宅自己導尿指導管理
 - ・在宅人工呼吸指導管理
 - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
 - ・在宅自己疼痛管理指導管理
 - ・在宅肺高血圧症患者指導管理
 - ・在宅難治性皮膚疾患処置指導管理
3. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
4. 真皮を越える褥瘡の状態にある者
5. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

「保険外サービス利用料」

食 費	朝食 470 円 昼食 780 円 夕食 750 円 おやつ 60 円				
お む つ 代	実費				
宿 泊 費	1 泊 2,000 円				
その他必要な物	実費				
レクリエーション活動費	利用者の希望によりレクリエーションに参加していただくことができます。特別な材料代等の実費				
医 療 費	診察、薬など実費				
エンゼルケア	15,000 円				
その他サービス 受診の付き添いなど	受診時の付き添い等、介護保険外のサービスを希望される場合、以下の料金が発生します。但し、病状確認の為の主治医との面談及び緊急搬送は除くものとします。				
	サービス区分	提供時間			
		30 分	45 分	60 分	以降 30 分毎に加算
	ヘルパーサービス	918 円	1377 円	2052 円	918 円
	看護サービス	2700 円	5400 円	8100 円	2700 円

「利用料の支払い方法」

指定口座引き落とし	
振 込	
現金集金	期限までに利用料の支払いがされていない場合、又、やむを得ない特別な事情がある場合は、現金を集金します。
請求書の送付	サービス提供月の末日に利用請求書を作成し、翌月 20 日までに送付します。末日までにお支払いください。
領 収 書	事業者は、入金を確認後、領収書を発行します。

「非常災害時の対策」

非常災害時の対応方法	非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。
平常時の訓練等	消防法令に基づき消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を少なくとも年 2 回は実施します。その内、年 1 回以上は総合訓練を実施します。
防火管理者	青木 良太
防犯、防火設備、避難設備等の概要	火災報知設備（煙感知、熱感知の作動により、消防署に通報いたします。） 消火器 非常放送設備

事故、緊急時の対応

サービス実施中に利用者の心身の状況に異常、事故、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医、関係医療機関に連絡等の措置を講ずるとともに、緊急連絡先であるご家族等に速やかに連絡いたします。

協力医療機関

宇野胃腸内科・脳神経内科	515-2121	三重県松阪市市場庄町 1105-3	0598-56-6001
松阪中央総合病院	515-8566	三重県松阪市川井町小望 102	0598-21-5252
済生会松阪総合病院	515-8557	三重県松阪町朝日町 1-15-6	0598-51-2626
松阪市民病院	515-8544	三重県松阪市殿町 1550	0598-23-1515

苦情及び要望

提供されたサービス及び当事業所に対する苦情、要望については、下記の機関にいつでも申し立てることができます。

苦情申し立て窓口

当事業所相談窓口	担当者：管理者 手塚美和 電話 0598-20-8020
----------	---------------------------------

行政機関

松阪市介護保険課	松阪市殿町 1340-1 0598-53-4090
三重県国民健康保険団体連合会	三重県津市桜橋 2 丁目 96 番地 059-222-4165

運営推進会議の設置

当事業所はサービスを提供するにあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、内容等についての評価、要望、助言を受けるため運営推進委員会を設置しています。

構成	利用者代表 利用者の家族代表 民生委員 地域住民代表者 松阪市職員 当事業所について知見を有する方
開催	おおむね 2 か月に 1 回開催します

個人情報の取り扱い

事業者は、業務上知り得た利用者並びに家族等の個人情報を、医療上もしくは関係機関との連携を図る等、正当な理由がある場合に予め同意を得た上でその情報を用いること、又、必要な情報を収集することがあります。

身体的拘束等

身体的拘束の禁止	事業所は身体的拘束を行いません。
緊急やむを得ない場合	利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、家族に身体拘束についての詳細説明を行い、「利用者の身体拘束に伴う同意書」に記名押印を受けた時にのみ、その条件と期間内にのみ身体拘束等を行うものとします。
身体拘束等を行った場合の記録	その対応及び時間、その際の利用者の心身状態、緊急やむを得ない理由を記録します。

人権の擁護及び虐待の防止のための措置

措置内容	- 人権擁護、虐待防止等に関する責任者を選定し、必要な体制を整備します。 - 成年後見制度の利用支援をします。 - 虐待の防止を啓発・普及するための職員研修を行います。 - 職員は、利用者に対して身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待をしません。
------	--

保険証の提示	サービス利用の際は、介護保険被保険者証、医療保険証等の確認をいたします。
設備・器具の取り扱い	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損した場合は、弁償していただく場合があります。
迷惑行為	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。
宗教活動等	事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

第三者評価の実施の有無 ： 有